

【情－1】 旭川空港運営効率化情報整備調査 (対象箇所:北海道旭川市・東神楽町)

【実施主体】旭川市

平成27年度

調査目的・これまでの経緯

- ・国際需要の増加に伴い施設が狭隘化している現状を踏まえ、官民連携による空港運営の効果を最大限発揮するため、現行施設の評価と今後の展開の方向性を検討するための情報整備を行った。
- ・旭川空港は特定地方管理空港(全国で5事例)であることから、空港の管理運営の特徴や法的位置付けを明らかにし、新たな官民連携による空港の管理運営を検討するための情報整備を行った。

(これまでの経緯)

- ・H17～18 空港管理に指定管理者制度の適用を検討 → 国所有の施設のため適用が不可
- ・H19～23 総合維持管理業務委託 第一期(管理運営業務の一部を民間委託+委託業務を包括的に委託)
- ・H24～ 総合維持管理業務委託 第二期開始(平成28年度までの5年契約)
- ・H25～ 国際線の新規就航が相次ぎ、施設が狭隘化。受入体制が限界。近年では乗り入れを断るケースも発生

調査結果

- 1.基礎情報の整備 :①事業環境(旭川空港、航空市場、関連施策)、②管理・運営(運営体制、財産財務、周辺対策)、③施設・設備(施設概要、運用状況、維持管理計画)

(検討結果)

- ・旭川空港全般の基礎的な情報を整理し、今後の展開の方向性の検討資料をとりまとめた。
- ・特定地方管理空港の特性(関係者の相互関係、基本的な資産の状況(所有者や管理者等))を整理した。

- 2.施設展開の方向性 :①将来需要の見通し、②施設容量に関する分析、③施設展開の計画案・方向性の検討

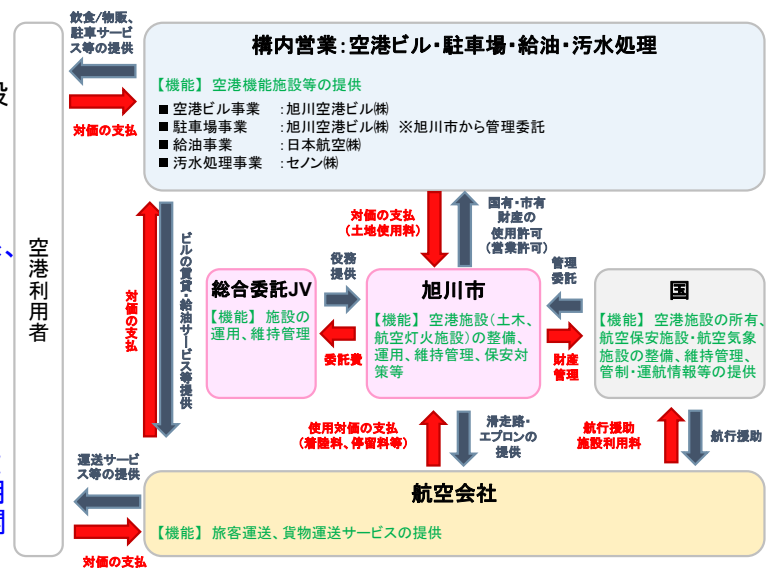
(検討結果)

- ・国際需要の増加が見込まれるが、現状の施設では容量が不足するため、対応策として空港用地の現況を踏まえて、短期・中長期の施設展開の計画案を作成した。

- 3.官民連携による空港運営 :①空港運営の課題(総合維持管理業務委託のレビュー等)、②民活空港運営法に基づく新たな空港運営体制の検討(空港運営者の指定)、③空港概要・施設一覧などの基礎情報のとりまとめ

(検討結果)

- ・概算の結果、空港別収支が旅客ビル等との合算でも赤字であるため、収益増加に繋がる施設整備や体制強化が必要となる。
- ・次期総合維持管理業務委託にて一層の効率化を図るには、更なる包括化や人件費の削減可能性が課題となる。



施設の概要

■設置者:国土交通大臣、管理者:旭川市
→旭川市は国との契約で管理を受託

■主要施設

滑走路	2,500m	H9新設
旅客ビル	延床面積 13,527m ²	国際は国内との切替対応
駐車場	1,407台 有料	空港ビルに管理を委託

■就航路線 羽田、中部、関西、大阪、台北、上海、北京、仁川等定期路線の他、国際チャーター便の運航多数

■旅客実績(H27暦年)
115万人(国内97万人、国際18万人)

今後の展望

今後の予定

平成29年 4月 第三期総合委託 開始
空港運営者の指定に係る情報収集

事業化にあたっての課題

- ・総合維持管理業務委託による空港運営の効率化に向けた官民の適切な役割分担の検討
- ・特定地方管理空港運営者の指定に係る導入効果等の検討
- ・将来的な民間事業者による空港運営の参入に向けた必要情報の整備